

公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会

# 会 報

第 111 号

2015 (平成 27) 年 11 月 14 日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

## 目 次

2015 年度 図書館情報学教育部会総会が開かれました	1
2015 年度 第 1 回研究集会報告 (2015 年 5 月 17 日 (土) 開催)	
特別講演「タイの図書館事情と ASEAN 諸国の LIS 教育」	5
(Chutima SACCHANAND Sukhothai Thammathirat Open University)	
<b>テーマ：図書館情報学教育のFD</b>	
報告 (1)「教育プログラムの質保証 —ア krediyteeshon・評価・FD —」	
(土屋俊 大学評価・学位授与機構教授)	9
報告 (2)「図書館情報学教育の質保障 — 認証システム構築に向けて —」	
(小田光宏 青山学院大学教育人間科学部教授・ 日本図書館協会図書館情報学教育部会部会長)	10
質疑応答	13
参加者の感想「「図書館情報学教育の質保証」という課題」	
(明定義人 京都橘大学)	14
参加者のアンケートから	14

## 2015 年度 図書館情報学教育部会総会が開かれました

日 時：2015 年 5 月 17 日 (土) 13:10~13:50

場 所：明治大学中野キャンパス 402 教室

出席者：16 名 委任状提出者 11 名 計 27 名

### 1. 会勢報告

2015 年 5 月 16 日現在で図書館情報学教育部会員が 211 名、総会成立要件が 22 名の出席 (委任状含む) であるとの報告ののち、出席者 16 名、委任状提出者 11 名、計 27 名が確認され、活動部会総会 (以下、総会) が成立することが報告された。

### 2. 議長・議事録署名人の選出

柳勝文氏を議長に、松林正己氏を議事録署名人に選出した。

### 3. 議事

#### 1) 議案 ① 2014 年度活動報告

小田光宏部会長より、配布資料に基づき 2014 年度活動報告があり、異議なく了承された。そのなかで、小黒浩司選挙

管理委員長より、配布資料に基づいて、第29期(2015-16年度)図書館情報学教育部会役員選挙の結果報告があった。

## 2) 議案② 2014年度会計決算報告・会計監査報告

三浦太郎幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2014年度会計決算報告があったのち、宮部頼子会計監査より会計監査に関する報告が紹介され、異議なく了承された。

表1 2014年度(平成26)決算報告

費目		予算	決算
収入の部	部会費収入	40,000	99,816
	事業収入	60,000	59,000
	部会活動費	300,000	350,000
	研究集会助成	0	0
	雑収入	0	0
	繰越金	427,981	427,981
	計	827,981	936,797
支出の部	事務用品費	5,000	3,990
	振込手数料	1,000	1,000
	通信費	50,000	87,962
	交通費	380,000	226,000
	会報等印刷費	120,000	302,184
	研究集会等費	110,000	240,324
	調査・編集費	0	0
	予備費	61,981	8,388
	選挙管理費	100,000	66,949
	繰越金	0	0
		計	827,981

表2 2015年度(平成27)予算案

費目		金額	補足
収入の部	事業収入	60,000	研究集会(2回)参加費
	部会活動費	300,000	
	雑収入	0	
	指定寄附	219,200	2014年度入金総額
	計	579,200	
支出の部	事務用品費	5,000	
	振込手数料	0	
	通信費	25,000	
	交通費	250,000	
	印刷費	49,200	
	研究集会等費	250,000	
	調査・編集費	0	
	予備費	0	
	選挙管理費	0	
	計	579,200	

## 3) 議案③ 2015年度事業計画案

小田光宏部会長より、配布資料に基づいて、2015年度事業計画案の説明があり、異議なく了承された。

## 4) 議案④ 2015年度予算案

三浦太郎幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2015年度会計予算案が示され、異議なく了承された。

## ◆2015年度総会資料

## 議案① 2014年度活動報告(案)

### I 総括

#### (1) 活動方向

公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会(以下、当部会)は図書館情報学教育に携わる者を部会員とし、例年に引き続き、本年度も図書館情報学教育のあり方や、司書をはじめ図書館に関わる人びとの養成の課題への取り組みを中心に活動を展開した。また、法制度が改正された学校図書館の動きと関連し、司書教諭や学校司書など学校図書館に関わる人びとの養成に向けた議論を進めている。さらに、当部会の活動が転換期を迎えているとの認識に立ち、部会活動の再検討を進める中で、関係諸団体との共催行事の開催、指定寄附の呼びかけも行った。このほか、第29期役員選挙も実施した。

#### 【図書館に関わる人びとの養成】

図書館法改正による新しいカリキュラムの実施から2年が経ち、「情報サービス演習」の進め方を議論すべく、2014年度第1回研究集会を実施した。また、全国図書館大会分科会のテーマのひとつとして、世界の図書館情報学教育の現状とこれからの取り上げた(第10分科会)。

① 第1回研究集会(2014年6月12日(木)、日本図書館協会2階研修室)

テーマ: 演習科目「情報サービス演習」の可能性

内容:

報告(1)「図書館に関する科目の検討過程にみる『情報サービス演習』」荻原幸子(専修大学教授、部会幹事)

報告(2)「『情報サービス演習』のテキスト執筆・編集と授業展開の可能性」原田智子(鶴見大学教授)

報告(3)「公共図書館におけるレファレンスサービスについて～公共のレファレンスカウンターでは何が起きている!?～」岩永知子(相模原市立図書館司書)

報告(4)「小規模な大学図書館におけるレファレンスサービスの実際と、そこで求められる人材について」和知剛(郡山女子大学図書館司書係長)

参加者33名(講師・幹事等の関係者を含む)

② 第100回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）

（2014年11月1日（土）午後、明治大学駿河台キャンパス  
リバティタワー1123教室）

テーマ：世界の図書館情報学教育

共催：日本図書館協会国際交流事業委員会

内容：

報告(1)「将来的な図書館・情報サービスに向けた教育と訓練のあり方：『IFLA トレンドレポート』による洞察とグローバルに進化する情報環境における図書館・情報教育のニーズ」  
ジェニファー・ニコルソン（国際図書館連盟（IFLA）事務局長）

報告(2)「韓国文献情報学教育の現状と課題」  
ユン・ヒュン（韓国図書館協会（KLA）会長）

報告(3)「北米における図書館情報学教育」  
コートニー・ヤング（アメリカ図書館協会（ALA）会長）

報告(4)「アリゾナ州における図書館情報学教育」  
ジーン・プフェンダー、アレクサンドラ・ハンフリーズ（アリゾナ州図書館協会（AzLA）ホーナーフェロシップ委員会）

報告(5)「筑波大学図書館情報メディア研究科の紹介：図書館情報大学からiSchoolに至るまで」  
杉本重雄（筑波大学図書館情報メディア研究科長）

参加者122名（うち学生参加59名。講師・幹事等の関係者を含む）

**【学校図書館に関わる人びとの養成検討】**

日本図書館協会に組織された「学校図書館職員問題検討会」の協議に参加したほか、全国図書館大会第7分科会において、日本図書館協会学校図書館部会との合同、全国学校図書館協議会（全国SLA）との共催のもと、学校図書館と学校図書館専門職員のこれからのテーマに議論を行った。また、2015年度第2回研究例会でも、引き続き、学校図書館職員養成のあり方を取り上げた。

① 第100回全国図書館大会第7分科会（学校図書館）（2014年11月1日（土）午前、明治大学駿河台キャンパス リバティタワー1126教室）

テーマ：これからの学校図書館と学校図書館専門職員—文科省報告書を中心に—

共催：日本図書館協会学校図書館部会、全国SLA

内容：

報告(1)「文科省の学校図書館施策について」  
内藤敏也（文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）

報告(2)「文部科学省報告書の学校図書館担当職員（「学校司書」）について」  
大串夏身（昭和女子大学特任教授）

報告(3)「文科省調査研究協力者会議に参加して～横浜市の学校司書配置事業に重ねて考える～」  
堀部尚久（横浜市立並木中央小学校長）

報告(4)「文科省調査研究協力者会議に参加して～学校図書館のはたらきと学校司書の仕事について考える～」  
加藤容子（岡山県津山市立北陵中学校司書）

参加者141名（講師・幹事等の関係者を含む）

② 第2回研究集会（2015年3月28日（土）、日本図書館協会2階研修室）

テーマ：学校図書館職員養成のあり方を考える

内容：

報告(1)「学校図書館職員養成において扱われる知識と技術—中間報告—」  
庭井史絵（慶應義塾普通部司書教諭）、仲村拓真（青山学院大学大学院）、小田光宏（青山学院大学教授）、堀川 照代（青山学院女子短期大学教授）、間部豊（帝京平成大学講師）

報告(2)「学校司書養成カリキュラムについて」  
岡田大輔（明石工業高等専門学校特命助教）

報告(3)「学校司書養成に求められる現職者教育のあり方」  
川原亜希世（近畿大学准教授、部会幹事）

参加者47名（講師・幹事等の関係者を含む）

**【関係諸団体との共催】**

日本図書館文化史研究会、西日本図書館学会と協力して研究集会を共催した。

① 日本図書館文化史研究会2014年度研究集会

（2014年9月6日（土）～7日（日）、熊本学園大学）

内容：講演2件（稲葉継陽（熊本大学教授）、佐藤允昭（元別府大学））、発表3件、参加者30名

② 西日本図書館学会平成26年度秋季研究発表会プレイベント@広島（2014年9月14日（日）、広島文教女子大学）

内容：講演1件（坂本俊（安田女子大学助教））、解説1件（庄ゆかり（広島文教女子大学准教授））、発表5件、参加者28名

## **(2) 部会活動全体に関する自己評価**

活動部会総会（1回）、第100回全国図書館大会（第7、第10分科会）、研究集会（定例2回）を実施し、『会報』（第106～109号）で内容を報告した（達成率100%）。また、昨年度に引き続き、ホームページでも広報を進めている。

## **II 活動部会総会**

日時：2014年6月12日（木）13:35～14:45 於：日本図書館協会2階研修室

出席者：15名、委任状提出者49名（部会員総数209名：定足数を満たし、成立）

議長：高橋和子（相模女子大学名誉教授）

議事録署名人：篠原由美子（松本大学松商短期大学部教授）

議題：2013年度活動報告、2013年度決算報告、2014年度活動計画、2014年度予算案

## **III 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等**

(1) 第100回全国図書館大会（東京）第7、10分科会：詳細は、I 総括(1)活動方向を参照

(2) 研究集会：詳細は、I 総括(1)活動方向を参照

[第1回] 日時：2014年6月12日（木）於：日本図書館協会2階研修室

[第2回] 日時：2015年3月28日（土）於：日本図書館協会2階研修室

## **IV 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）**

『会報』第106～109号の刊行（編集担当：村上泰子（関西大学教授、部会幹事））

## **V その他の事業活動**

○指定寄附の呼びかけ

2014年度中、54件274,000円の寄附が寄せられた。3,000円以上の寄附者には、研究集会参加費を免除した。

○第29期（2015～2016年度）役員選挙を実施した（2014年12月20日～2015年1月27日）。

2015年1月30日開票。有効投票数85（部会員総数203名：定足数を満たし、成立）

選挙管理委員会

委員長：小黒浩司（作新学院大学教授）

委員：石川敬史（十文字学園女子大学准教授）、今井福司（白百合女子大学講師）、田中岳文（埼玉学園大学ほか非常勤講師）、名城邦孝（常磐短期大学助教）

第29期（2015～2016年度）部会役員・会計監査

部会長：小田光宏（青山学院大学教授）

幹事：大谷康晴（日本女子大学准教授）、川原亜希世（近畿大学准教授）、小山憲司（日本大学教授）、松本直樹（大妻女子大学准教授）、三浦太郎（明治大学准教授）

指名幹事：下田尊久（藤女子大学准教授）、山中秀夫（天理大学教授）、渡邊由紀子（九州大学附属図書館准教授）

会計監査：宮部頼子（清泉女子大学非常勤講師）、渡辺信一（元同志社大学）

## **VI 幹事会の開催**

[第1回]

2014年6月12日（木）於：東京 部会長、幹事7名

[第2回]

2014年11月1日（土）於：東京 部会長、幹事5名

[第3回]

2015年3月28日（土）於：東京 部会長、幹事5名

幹事は東京圏、近畿圏、北九州に分散選出している。出席率は74%である。近年、通常の連絡事項はメーリングリストを活用している。

## **VII Web サイト、メーリングリストの運営状況**

・Web サイト運営：会報にリンクするホームページを有する。

・メーリングリスト：幹事間に通じるものを運営し、通常の連絡事項に活用した。

・『会報』の発行を109号で終了し、電子版での提供を進めることとなった。

## **議案② 2014年度決算報告・会計監査報告（案）**

（p.2表1参照）

## **議案③ 2015年度事業計画（案）**

(1) 活動部会総会の開催（2015年5月17日）

(2) 2015年度研究集会の開催(2回:第1回2015年5月17日,第2回未定)

(3) 第101回全国図書館大会分科会の開催(2015年10月16日,午前・午後)

(4) 関係諸団体との共催

・2015年6月6日「ポール・スタージェス氏講演会」(主催:青山学院大学教育学会)ほか

(5) 『会報』電子版の発行, Web サイトでの活動周知

(6) 「これからの図書館(情報)学教育部会の在り方について(答申)」(2013年10月12日)に基づくFD・認証活動

(7) 運営体制の見直しの検討

(8) 幹事会の開催

**議案④ 2015年度予算(案)**(p.2表2参照)

**議案⑤ その他**

## 2015年度 第1回研究集会報告

<特別講演>

### タイの図書館事情とASEAN諸国のLIS教育

Chutima SACCHANAND

(Sukhothai Thammathirat Open University)

本日は2つの内容の発表を行う。まずタイの図書館を紹介する。国立図書館, 学校図書館, 学術図書館, 公共図書館, 専門図書館について紹介し, 最後にタイ図書館協会について述べる。つぎに, 東南アジアの図書館情報学教育を紹介する。

#### 1. タイの図書館および図書館員

タイの国立図書館は1905年にKing Rama 5世により設立された。中心的機能として, 資料を収集, 保存し, 提供している。紙媒体だけではなく様々な資料を提供している。写本, 石刻文, バイタラの葉(palm leaves), さらに視聴覚資料, デジタル資料などである。国立図書館は市民への情報提供だけでなく納本図書館, 著作権図書館(copyright library)としても機能している。

つぎに, 学校図書館を紹介する。まずタイの教育制度だが, 12年間の公的な基礎教育がある。タイの学校はさまざまなタイプのものがあり, 政府によって運営されているもの, 地方政府によって運営されているものの他, 大学の実験学校(demonstration school), 私立の学校等がある。学校図書館は, まずは教育課程をサポートしている。他に, 生徒の情

報リテラシースキルの向上, 生涯にわたる読書習慣を身につけさせる, 等が求められている。学校図書館員は, ティーチャーライブラリアンとして位置付けられている。つまり, 司書でもあり, 教師でもある。政府から教員免許を受けたものが就く職になっている。情報リテラシースキル以外に通常の科目も教えており, 科目を教えることが昇進につながっている。



Professor Dr. Chutima Sacchanand

タイには37,175の学校(2011年現在)があり, それぞれで状況が異なる。たとえばバンコクとそれ以外の地域では予算, 人的資源, 施設面で格差がある。学校図書館は学校の質の保証のために重要な機関であることが認識されるようになっている。タイでは1999年にNational Education Actが制定されたが, それは図書館だけではなく, 公的教育全体の制度的基盤になっている。インターナショナルスクールの図書館の中には優れているところがある。

つぎに学術図書館について述べる。タイには大学が約 170 あり、それらは州立、公立、私立等によるものである。それぞれ、多くの省庁と関係をもって設立されているが、一番関連の深いのは Ministry of Education であり、これは日本の文部科学省にあたる。学術図書館、特に大学図書館は、その他の館種の図書館と比較し、サービスや予算、技術の面で最も発達している。理由としては、政府、そして設置機関からの資金援助があるためである。大学図書館員は地位が高く教員とほぼ同等である。大学図書館は大学の質の保証のために非常に重要とされている。

大学図書館のネットワークとしては、タイの図書館統合システム (ThaiLIS) が存在する。PULINET など州の大学図書館ネットワークもある。また、学術レファレンスデータベース、デジタルコレクションなども構築されている。タイでは、学位論文はオンラインで提供されており、データベース上ですべて調べることができる。Chulalongkorn 大学は日本でいう東京大学に相当するが、その図書館がタイで最初の大学図書館とされている。最近の大学図書館は学生が多く来館するようカラフルに作られている。図書館の中で食事をとったり、集まって話をしたりしてもよい場所が作られ、新しい世代の学生を呼びこむ工夫がされている。

ビジネス図書館などの専門図書館について述べる。これらは、近年、図書館という名称ではなくインフォメーション・センターと呼ばれるようになってきている。そこで働くスタッフはインフォメーション・マネージャー、主題専門家 (subject specialists) と呼ばれるようになってきている。ビジネス図書館では、図書館の知識以外に、ビジネスのバックグラウンドを持つ人などを雇用している。

公共図書館について述べる。タイの公共図書館にはいろいろなタイプがある。州立図書館、Sirindhorn 王女の名前を冠した図書館、地域図書館などがある。また公共図書館の所管は多様で、教育省、バンコク都庁 (BMA)、市の図書館などがある。ちなみにバンコクには特徴のある図書館がたくさんあるので、来た時にはぜひ行くとよいと思う。また、National Education Act が 1999 年に制定されたことは前述したが、その 25 章で、国は生涯にわたる学びの場を設立、運営し、推進しなければならないと述べるとともに、そうした機関として公共図書館を挙げている。Sirindhorn 王女は

図書館を大事に考えてくれ、タイの図書館協会も王女の強い支援を受けている。スライドで図書館を紹介する。移動図書館も多くあり、自動車の他、ボート、象、電車などが使われている。タイ北部、ミャンマー国境の近くでは象を使って図書館を届けている。電車なども古いものをカラフルに塗り替えて、子どもが近づきやすいものになっている。

公共図書館の一類型としてリビングライブラリー (Living Library) がある。これはバンコク市内のデパートなどに設置されている。読書をしない人たちを惹きつけるような工夫がほどこされており、たとえばパソコンを置いたり、カラフルにしたりしている。貧しい家庭の子どもは本を買うお金もない状況にあるため、そうした子どもたちにも本に触れてもらう活動をしている。それから世界で最も美しい 25 の図書館のうちの一つである Old Market Library がバンコクの Min Buri にある。

タイの図書館協会は 1954 年に設立された。15 人から 25 人で構成される執行委員会によって運営されている。IFLA、CONSAL のメンバーでもある。Sirindhorn 王女の経済的支援を受けていることは前述した。また、図書館協会には学術図書館員や図書館情報学教員によるグループなどが設けられており、それぞれ活動をしている。協会では出版物も刊行しており、図書館協会ニュース、研究成果を発表するジャーナルなども刊行している。他に、年次大会、セミナーを開催している。メンバーは会費を支払っているが、それによって協会の活動が支えられている。その他の活動として、図書館の基準や図書館員の倫理綱領の策定、寄付者への感謝表明、優れた人材の表彰などを行っている。また、ASEAN の図書館協会と各種の会議を開催している。

## 2. ASEAN における図書館情報学教育

ASEAN の国々における図書館情報学教育について述べていく。まず ASEAN は 10 ヶ国あり、それに「プラス 3」で中国、日本、韓国が加わり、「プラス 6」でさらにオーストラリア、インド、ニュージーランドが加わる。今年からタイでは学年 (academic year) が変わった。これまで 6 月からだったが、ASEAN で統一され 9 月からになった。

カンボジアをのぞき、図書館情報学のプログラムが提供されている。詳細は表 1 のとおりである。

表1 学位プログラム

Country	Certificate /Diploma	Bachelor	Masters	Doctorate
Brunei	○			
Cambodia				
Indonesia	○	○	○	
Laos		○		
Malaysia	○	○	○	○
Myanmar		○	○	○
Philippines	○	○	○	
Singapore			○	○
Thailand	○	○	○	○
Vietnam	○	○	○	○

表2は図書館情報学に関わるプログラムがいつ設立されたかを示している。一番古いのはフィリピンである。フィリピンではCertificate/Diplomaのプログラムが1914年に始まった。フィリピンは古くから学士、修士もあるが、何故か博士号を出していない。ASEANでは欧米の影響を受けている。アメリカから専門家を呼んでプログラムの開発や教育者に対する教育を行っている。

表2 プログラム開始年

Country	Certificate /Diploma	Bachelor	Masters	Doctorate
Brunei	-	-	-	-
Cambodia	-	-	-	-
Indonesia	1952	1969	1990	-
Laos	-	2013	-	-
Malaysia	1972(Dip. & Post-Grad. Dip)	1991	1987	1999
Myanmar	Post-Grad. Dip. 1971	2000	1999	2008
Philippines	1914	1917	1952	-
Singapore	-	-	1993	1996
Thailand	1955	1959	1964	2003
Vietnam	1961	1961	1991	2008

ミャンマーは少し変わっていて、学士プログラムの前に修士プログラムが作られている。シンガポールとマレーシアでは、英語で授業が行われているので、外国からも学生が来ているが、それ以外の国では母国語で授業を行っているため、学生は自国の学生に限定される。ラオスには修士号を出す学校はないが、ラオスはタイと同じ言語なので、タイに学生が学びに来ている。

ライブラリースクールの数だが、フィリピンが最も多く

64である。フィリピンでは図書館で働くためにはプログラムを修了するだけでなく、資格試験を受ける必要がある。全体に博士課程のプログラムを提供しているところは少ない。

表3 図書館学校数

Country	Total	Bachelor	Masters	Doctorate
Brunei	2			
Cambodia	0			
Indonesia	20	17	5	
Laos	1	1		
Malaysia	5	3	3	3
Myanmar	3	3	3	1
Philippines	64	63	18	
Singapore	1		1	1
Thailand	39	39	8	2
Vietnam	8	8	3	1

多くの国で図書館情報学は、有名な大学の学部、学科に設置されてきた。マレーシアのMARA工科大学、タイのChulalongkorn大学、シンガポールのNanyang工科大学等である。

カリキュラムの目的は、多くの国で共通性がある。かつては、図書館で働く人材を養成するという目的があったが、近年は図書館への就職が約束されないということもあって、図書館以外に、ビジネス、テクノロジーなどの分野で活躍できる人材の育成にシフトしてきている。また、図書館情報学だけでなく学際的な分野、たとえばマーケティングやコミュニケーションなどの分野も扱うようになってきている。

プログラムの名称も変化している。かつてはLibrary and Information Scienceだったが、libraryでは人が集まらないので、Information Scienceなどに替えたところがある。こうした傾向は欧米と同様である。授与される学位もInformation ScienceなどLibraryという言葉が入らないものになっている。最近話題のi-Schoolもlibraryという言葉が入らない。学位の名称は、国ごとに、さらに国内でもBachelor of Arts (B.A.)やMaster of Arts (M.A.)、さらにBachelor of Science in Library Science (BSLS)等さまざまな名称が使われている。

マレーシアとタイでは、遠隔教育、オンライン教育について、日本の放送大学のような仕組みで授業が行われている。ただし全てをオンラインで行うわけではない。対面での授業

も並行して行われており、ミックスした形態の授業が行われている。アメリカと異なり、オンラインの授業だけで学位が授与されることはない。伝統的なプログラムや通信制大学（Open University）でもオンライン教育が活用されるようになっているが、こちらも対面授業と組み合わせて行われている。



特別講演の様子

プログラムの認証等に関しては以下のとおりである。フィリピンでは The Philippines Librarianship Act of 2003 により LIS の卒業生は資格試験を受験しなければ専門的な図書館員になることができないことになった。シンガポールでは現在 LIS 教育プログラムの認証（Accreditation）手続きについて検討を進めている。

ASEAN 内では経済的に協力関係とネットワーク化が進展しているが、図書館情報学分野でも多様なレベルで協力関係が構築されている。プログラムの国際化にも力を入れているが、シンガポール、マレーシアのみ英語を使って授業を行っている関係で海外からの学生を受け入れている。地域を基礎にした国際的な図書館情報学の認可認証という動きもある。2年前にセミナーが開催され、日本からは筑波大学の杉本重雄先生がセミナーに参加された。ASEAN 地域全体、さらにより広い地域でも認証という仕組みが作れないか検討している。ネットワークの例として、Asia Library & Information Research Group (ALIRG) によるワークショップが開催されている。当初、台湾、シンガポール、タイのみで行われていたが、現在はアジア全体に拡大している。

協力の障害となるのは、言語の問題である。フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイなど英語を使う国もあるが、それ以外は母国語である。また、経済的格差や人材の

不足もある。一方、協力にとっての追い風としては、ASEAN 経済共同体が発足し、人、サービス、お金が自由に移動することで、より一層の協力関係構築に向かう可能性がある。

全体的な傾向としては、やはり専門的教育が必要である。それも質を保証し、高い専門性を担保することが求められている。また、オンライン教育への需要が高まっている。最後に成功のために協力していく精神が必要である。そして、お互いの国の発展に向かってサポートし合うという思いを持つことが重要である。今後も、さまざまな課題がある。

ASEAN として一つのビジョンをもって協力しあうことが必要と考えている。

※ 当日は矢野恵子氏（明治大学図書館）により通訳が行われた。

---

## 質疑応答（敬称略）

---

司会 大谷 康 晴

**宮部頼子**：タイでは館種別、たとえば学校図書館と公共図書館の職員とは異なる養成が行われているのか。また、アカデミックライブラリアンの話の際、教員とほとんど同等のステータスとのことだったが、サバティカルも同様に与えられるのか。

**SACCHANAND**：大学図書館員や学校図書館向けの特別のコースはない。しかし、専門の科目を選択することができる。また、大学図書館員は大学教員と同様に地位は高いが、サバティカルというシステムはない。タイでは、教員もサバティカルはあまりとれない。

**長倉美恵子**：公共図書館とリビングライブラリーの違いについて教えてほしい。リビングライブラリーは私立図書館か、公共図書館か。

**SACCHANAND**：資金は政府から出ている。しかし、公共図書館という名称は使っていない。「公共図書館」というと「古く、暗い」というイメージがあるためである。新しいイメージを打ち出すため、施設、図書館員も新しいコンセプトにもとづいている。実際には公共図書館といってよい。

報告（1）

## 教育プログラムの質保証

### — アクレディテーション・評価・FD —

土屋 俊

(大学評価・学位授与機構教授)

日本における高等教育機関における質保証は、基本的に機関別に行われている。そのことについてお話しした上で、分野別の質保証の状況についてお話しする。そして最後に、図書館との関係について述べていきたい。

はじめに機関別の質保証について述べる。機関別質保証とは、大学が適切に教育を行い、期待されているような卒業生を送り出していることを外部の機関が保証する制度である。本当にそうしたことができているかどうかは、不確かな側面があることは多くの人が指摘するとおりである。しかし、建前としては、一応できていることになっている。

日本における機関別質保証は、設置認可と認証評価という2段階で行われている。設置認可は大学を作る場合に行われる。文部科学省では、基準に基づいてチェックを行う。しかし、これは設置計画をチェックしているだけで、計画が本当に実現するかは制度的に担保されていない。1980年代、臨時教育審議会が設置され、そこでこのことについての疑問が呈された。その後、1990年代から2000年代にかけて、認証評価の仕組みが検討され運用されるようになった。設置認可は計画認可であったのに対し、認証評価では7年ごとの恒常的な質保証が制度化された。現在、大学等（大学、短期大学、高等専門学校）は認証評価を受けることを義務付けられている。専門職大学院も5年ごとに受けることになっている。司書課程に引きつけて言えば、司書課程においても設置認可に準ずることが行われているのに対し、認証評価に類することは確かに行われていない。

では、認証評価は実際にどのように行われているか。大学評価・学位授与機構では、4年制大学、法科大学院、高等専門学校を対象に評価を行っている。ちなみに「認証評価」とは「文部科学省によって認証された評価機関が行う評価」という意味である。評価の概要を5点にまとめた。評価は、まず「基準」を作る。そして、個々の大学を基準に基づいて評

価し、評価機関が定めた基準を満たしている（あるいは満たしていない）と宣言する。2番目に、研究活動より教育活動を中心に評価することになっている。これは、卒業生の質を保証するという義務があるためである。3番目に、評価を受けることで、大学が均質化すると批判もあるが、逆に個性化すると私たちは考えている。4番目に、まず自分で基準にしたがって自己評価をしてもらう。ここには、改善できるところは自ら改善してもらおうという意図がある。5番目はピアレビュー、つまり他大学の研究者が評価することになっている。このことには、評価は大学コミュニティにおける自主的・自発的な活動であり、政府が評価しているわけではないという意味が込められている。高等教育機関としての自律性を維持するためには、こうした制度設計が必要となる。他に手続きの透明性、国際的通用性も重要と考えられている。

法律で、以上のことを規定しているのが学校教育法109条第2項である。ここでは組織的には学部レベルにおける職業教育は評価の対象とされていない。しかし、様々な事情から、プログラムの質保証の制度が創設され始めている。このことについて次に述べる。まず、国際的な同等性を持つ認定基準に基づいてプログラムを認定する日本技術者教育認定機構（JABEE）がある。ここで、国際的通用性を担保するのが、評価機関がワシントン・アコードの参加機関であることである。ここで認定されたプログラムの卒業生は、ワシントン・アコードの参加機関による認定を受けたプログラムの卒業生と同等とみなされる。プログラム認定で、こうした国際機関がない場合、相互の国でそうした制度を創設する必要がある。図書館の世界では、ALAとCILIPが相互に資格の同等性を認めているようだが、あまり知られていないようだ。

つぎに、薬学は6年制の養成制度が始まったのを契機に、薬学教育評価機構（JABPE）による制度が始まっている。また、医学は日本医学教育認証評議会（JACME）を作っている。これはECFMG（Educational Commission for Foreign Medical Graduates）による制度改革を契機としているが、今後はJACMEによる認証が、ECFMGによって「国際的な質の保証」と同等と認められる必要がある。こうした大学教育の分野別質保証について、文部科学省は必要性を認識しつつある。近年ではこのことが日本学術会議で検討され、様々な分野で「参照基準」が策定されている。

では、図書館はどうなっているか。アメリカを見てみると、図書館関連団体である ALA が修士課程プログラムを認証し、質保証をしている。そこでは、図書館業界の人が基準に適合しているかを検証する。自己評価とピアレビューに依っていることは機関別の認証評価制度と同様である。そして、プログラムを改善し、プログラムが適正であることなどを社会に対して保障している。こうした ALA の認証は、採用人事における雇用条件とリンクしている。

最後にこれまでの議論を踏まえて、日本の司書課程との関連について述べる。これまで述べてきたように質保証は機関または学位プログラムに対して行われている。また、プログラム修了後に得られる学位は職業資格と関わる。たとえば、医師の場合、医学部を卒業することで医師免許試験の受験資

格を得られる。このように、質保証が職業に就くことと関係することで、大きな意味を持つ。

司書課程は、学位プログラムと比較して資格取得のための単位数が少ない。また、司書資格が採用や給料と連携をとっている場合、認証することに意味はあるが、それがなければ、認証の意味はない。FD の文脈から質保証が必要とするのであれば、それは実質的に大学教員に対する自己研さんを促すことにしかならず、旧来からある精神主義と変わらない。また、認証制度を作ったとしたら、その認証制度が確実に機能していることを保証する仕組みも必要である。

以上のことを踏まえると、今後、認証評価制度を創設するのであれば、まずはその対象となる機関にとって認証をうけることのメリットを明確にしていく必要があるだろう。

## 報告 (2)

### 図書館情報学教育の質保証

#### — 認証システム構築に向けて —

小田光宏

(青山学院大学教育人間科学部教授・

日本図書館協会図書館情報学教育部会会長)

## はじめに

ここでの私のお話は、図書館情報学教育の質保証に関する論点を整理し、将来的に図書館情報学教育部会が目指す方向の一つである、認証システムの構築に向けた課題を明らかにし、本日の研究集会の議論に資することを目的としています。

## 1. 図書館情報学教育の質保証の視点

### 1.1 高等教育の質保証という点から見た課題

日本における図書館情報学教育の質保証のしくみは、二つの様相があります。一つは、図書館情報学教育が、大学の学部・学科の教育課程として行われている場合です。この場合、高等教育の質保証の問題として取り扱われることになりません。

もう一つは、図書館情報学教育が、司書資格あるいは司書

教諭資格を付与する課程として行われている場合です。すなわち、大学内に教育の課程は位置づけられているものの、それが学部・学科の教育課程から独立した機構として位置づけられている場合には、高等教育の質保証の対象から外すことが可能だということです。さらに、司書講習や司書教諭講習の場合は、大学で養成教育そのものは行われていますが、高等教育の質保証そのものの対象ともなりません。このことは、土屋先生のお話の中でも触れられています。

まとめるならば、図書館情報学教育の一部は、高等教育の質保証にまかせておくことができないということになります。具体的には、司書養成および司書教諭養成の独立した課程に関して、どのようにして質保証を実現するかということが、課題になるわけです。

### 1.2 司書養成および司書教諭養成に関する質保証の現状

それでは、現状として、司書養成および司書教諭養成の教育課程に対して、どのような質保証が行われているのでしょうか。これには、三つの側面があると考えられます。

第一は、日本では図書館法ならびに学校図書館法の規定に基づいて、司書と司書教諭の資格が定められており、その資格の要件となる教育課程が制度化されています。すなわち、全国共通のカリキュラムが定められていることになります。このこれ自体が、質保証のしくみとして機能しているとみな

することができます。具体的には、司書資格も司書教諭資格においても、学修する科目と単位数が規定されています。単位数は、大学設置基準を援用して位置づけることになるため、学修時間も定められていることとなります。また、それぞれの科目が扱う知識や技術に関しても、文部科学省から文書において示されていることから、教育内容に関する標準化がなされているととらえることが可能です。

第二は、大学において司書資格や司書教諭資格の教育課程を設置する時点でのコントロールです。すなわち、課程を開設する際には、大学は文部科学省に開講科目、単位・時間数、担当者などを記した書類を提出することが求められます。これにより、少なくとも設置時点においては、法に基づく教育課程になっているかどうか、最低限の点検が行われています。

第三は、各大学における質保証の営みです。これは、組織的な営みと教員の自己努力という二つに分けて位置づけることができます。前者は、大学の自己評価・自己点検活動の一環として実践されていることが多く、FD (Faculty Development) その他の啓発的な活動が、教育担当者に対して行われています。もっとも、専任教員と兼任教員(非常勤講師) との間のギャップは大きく、組織的な営みといっても、様々な課題が垣間見られます。後者は、教員の自己啓発の活動全般を指し、FD 活動の基本となります。

### 1.3 質保証の対象

質保証という言葉を用いると、制度や機構がイメージされやすいのですが、「何の」質保証かと考えていくと、三つの対象があり得るように思われます。

一つ目は、まさしく教育課程を対象にした場合です。世界的に見ると、全国的な統一カリキュラム (national curriculum) または標準カリキュラム (standard curriculum) を設けている場合、認可・認証システム (accreditation system) が確立している場合、教育課程のしくみに関する標準 (standard) や指針 (guideline) が効力を持っている場合などがあります。

二つ目は、担当者を対象にした質保証です。これには、前述のFDを含むトレーニングを主体にしたやり方があります。また、担当者としての能力を認証し、その証明書 (certification) を授与する方式があります。証明書は、有

効期間を定め、一定の要件のもとに更新 (renewal) することも行われます。

三つ目は、学習者の学修内容に対する質保証です。これには、到達度や理解度を測る技能試験 (examination) が考えられます。

## 2. 日本における質保証の実績

### 2.1 これまでの取り組み

日本における過去の質保証の取り組みの概略をおさえておきましょう。

まず、養成科目は数回改訂されています。すなわち、1950年、1969年、1997年、2012年から適用された養成課程が存在することになります。言い換えれば、それぞれの時代の要請に基づく見直しが行われたことになり、質保証のしくみとして、一定程度機能していることにもなります。

つぎに、大学基準協会が、図書館情報学に関する基準策定を試み、次のような成果を示しています。

図書館員養成課程基準 (1950)

図書館学教育基準 (1954)

図書館情報学教育基準 (1977)

図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法 (1980)

さらに、近年の動きとなりますが、試験という方式による取り組みがありました。一つは、LIPER (Library and Information Professions and Educations Renewal) ・日本図書館情報学会が実施した図書館情報学検定試験です。もう一つは、NPO 法人大学図書館支援機構が主催しているIAAL 大学図書館業務実務能力認定試験です。

### 2.2 図書館学教育部会の試み

図書館情報学教育部会の前身である図書館学教育部会も、長年にわたって、質保証に関係する取り組みを行なっています。

まず、教育課程に関しては、下記のような提案をしており、司書養成科目の改訂の際に、一定の効果をもたらしたと認識できます。

図書館学教育改善試案（1965）

図書館学教育改善試案（1972）

図書館学教授要目（1975）

日本図書館協会 24 単位案（1996）

また、教育課程の設置に関しては、個人的な経験とはなりませんが、2000 年代初頭に部会の幹事を務めたときに、「課程開設ガイドライン」を提案したことがあります。そのときは、幹事会における意見交換にとどまり、成案に結びつける活動を展開するには至りませんでした。検討対象としての視野には収められていたことは明らかです。

つぎに、FD 活動に関しては、研究集会における啓発を、継続的に実施してきました。過去の記録を確認すると、三つの観点での取り組みが見られます。

一つは、教育科目や教育領域に対する理解を深めるための研究集会です。たとえば、「図書館学教育におけるファカルティディベロップメント」と題する一連の研究集会が実施された時期があり、「インターネット環境を用いた情報サービスの指導」「資料組織技術の最新動向」「レファレンスサービス」「資格付与とカリキュラム」「e-Learning と図書館学教育」といったテーマが設定されています。

もう一つは、シラバス作成に関するもので、「挑戦！「図書館概論」のシラバスづくり」というワークショップ形式の活動が行われています。最後に、テキストブックに対する理解を深める活動が行われています。数々のテキストブックの比較ならびに分析を通して、その意義と活用方法に関する議論が交わされています。

## おわりに：図書館情報学教育部会の構想

最後に、図書館情報学教育部会が現在構想している質保証について報告し、まとめに代えたいと思います。報告内容は、部会内に設置した将来構想検討委員会（委員長・野末俊比古氏（当時・幹事））による答申に基づいています。

具体的には、専任教員・兼任教員を問わず、図書館情報学教育担当教員（志望者を含む）を対象にした認証を行うこと

を目指しています。ポイントシステムを構築し、当部会が主催する研究集会への参加、講師の担当、部会報への原稿掲載、図書館（情報）学教育関連団体役員への就任などに基づいて、認証を行うことを想定しています。近年、大学における教員採用において、研究業績のみならず教育業績にも目が向けられている現状を踏まえて、このしくみが機能することに期待していると言ってもよいでしょう。すでに教員の職に就いている者にとっては、認証によって学外での社会貢献活動を大学内でアピールできるなど、FD 活動の一環として位置づけられることをねらっています。

また、将来的には、大学の課程に対して、図書館情報学教育課程に対する認証（評価を含む）を行うことを目指しています。担当教員個人が認証を受けることに加え、今後は、部会においてカリキュラムや科目内容・構成のガイドライン（モデル）を作成し、ガイドラインに基づいた教育が実施されているかを確認することなどを念頭に、制度設計に結びつけたいと願っています。

こうした活動は、図書館情報学教育部会の将来戦略という文脈にも関係しています。すなわち、個人に対する認証は、専任教員のみでなく、非常勤講師として教育に携わる者、将来的に教員をめざす大学院生や現職（経験）者、さらには教育に関心を持つ図書館員等も対象とすることで、部会員数の増加を図ろうとしています。そして、ガイドラインという「業界標準」を提言できるだけの存在となり、図書館情報学教育の「業界団体」としての地位を確立することを目指したいと意図しています。



報告の様子

---

## 質疑応答 (敬称略)

---

司会 川原亜希世

**司会**：質問がないようなので、補足があればどうぞ。

**土屋**：担当者の資格を認定することは、アイデアとしてはよいと思う。問題は、どこまで雇用に影響を与えられるかだ。現在、教員の公募では多くの場合、担当授業科目名を書いているが、認定はそのことの代わりになるかもしれない。大学評価・学位授与機構では、採用の際、教育能力をしっかりと確認しているかをチェックしている。そのため、採用に際して、模擬授業をしているか、面接をしてコミュニケーション能力を確認しているか等を見ている。認定制度を作ることにより、そうしたことを省略できるかもしれない。特に、同分野の専門家がいないような大学では、意義がある。

それと、先ほど、「課程開設ガイドライン」が頓挫したとの説明があったが、それは作戦失敗だったと思う。課程開設は文部科学省が届け出制とはいえ権限を持っている。重要なのは、開設後、教育養成がしっかり行われているかどうかの確認で、そのガイドラインであれば意味はある。ただし、それをやってどのようなメリットがあるのか、という議論はある。科目の内容構成のガイドラインについても、科目の内容は決まっているわけで、中身に踏み込んだ議論になると思うが、それがよいのかどうかも疑問がないわけではない。

**司会**：課程認定等を検討する背景として、司書課程は全国で200校ぐらいあり、毎年大量の司書を輩出していることが関係している。優れた司書課程を認定することで、課程の教育に付加価値をつけることができるかもしれない。しかし、その場合、受講者の偏在が起り、課程の淘汰が起きるかもしれない。そうしたことは他分野では起きていないか。

**土屋**：他分野では、プログラムの質保証をはじめたばかりであり、そうしたことはまだ起きていない。他の分野の認定は、最低レベルの確認であり、大きな問題は生じない可能性がある。また、わざわざ認定を受けない大学もある。メリットが明確でないときは特にそうなる。こうした仕組みが作られはじめたのは近年であり、今後、どのように展開していくかは不透明だ。

ただし、国際的に通用するかどうか問題になる分野では影響はあると言われている。それは、人材の流動性が今後高まり、資格の同等性の保証が必要になってくるとも言われているためである。このことは学位資格と別に国際的な資格枠組み (Qualifications Framework) を作ることで行われている。その背景にはヨーロッパ型の複線型教育システムがある。それらの国では職業教育と学術教育が別々に発達した。そこで相互の資格の同等性を保証する仕組みが作られたが、それを国際的に応用したものがQualifications Framework である。しかし、日本では学位制度しかなかった。今、職業学位制度が話題になっているが、学位制度にしようとしていること自体、日本ではQualifications Framework に向かわないことを示唆している。

**小田**：質保証を推進していく場合、各大学にとってその有用性、意義が明確でないと制度を作っても徒労に終わる可能性がある。そうした議論は10年前からされている。また、自らの存続のため、教員も保守的に動いてきた。課程開設ガイドラインを示した際、セメスター制を視野に入れ、半期2単位を基本とすることを提起したが、その場合、実質的な単位増加になることから、特に短期大学から強い反対があった。制度として運用されているものを変えるのは難しい。

**土屋**：学術的水準の維持と学校経営を考えた場合、立場上、学術的水準の維持が重要と言うことになる。その観点からは、そうした反対論は望ましくない。

**明定義人 (京都橘大学)**：図書館情報学分野では、日本図書館協会、日本図書館情報学会、日本図書館研究会などが存在する。多くの団体の中で合意形成をどのようにしていくかが見えてこない。一体になって検討してほしい。

**小田**：教育部会長という立場でいえば、今ご指摘のように、力を結集することが必要だと考える。仮に統合に向かう場合、どのようなプロセスを経るかを考える必要がある。組織改革にむけて検討していきたい。

**土屋**：同一分野、小学会乱立は日本のカルチャーであり、多くの分野でそうした状態になっている。

**松林正己 (中部大学附属三浦記念図書館)**：日本では大学の認証評価機関は3機関ある。そうした機関では評価基準のすりあわせは行っているのか。

**土屋**：連絡協議会が作られているが、基本的に評価基準のすりあわせは行っていない。それぞれの機関が独自の立場から行っている。ただ、問題になることもある。大学評価の基本はピアレビューだが、法科大学院では、法務省が行う司法試

験という外在的評価が大きな影響力を持っている。その結果をどこまで質の評価に盛り込むかについては、明確でない。そうした事案については、調整の対象になる。

(文責：松本直樹)

～参加者の感想～

### 「図書館情報学教育の質保証」という課題

明 定 義 人  
(京都橘大学)

土屋俊氏(大学評価・学位授与機構)「教育プログラムの質保証：アクレディテーション・評価・FD」と小田光宏氏(青山学院大学)「図書館情報学教育の質保証—認証システム構築に向けて」の二つの講演を聴いての感想です。長年、公立図書館の現場にいた小生が、司書課程・図書館情報学の教育に携わることになり2年余が過ぎました。大学や図書館情報学の世界を垣間見る程度なので、外野のつぶやきです。

土屋氏は、「司書課程の質保証のメリットを示さないと意味がない」「業界のしぼりが必要」と指摘されました。小田氏は「質保証」への取り組みや当部会「将来構想検討委員会による答申」について解説してくださいました。

部会が「業界基準」を作成して、教員等の認証をおこなうことで「業界団体としての地位を確立することをねらっている」ことは、研究団体ではない部会の性格からして当然のことだろうと理解できました。大学教員等の「質」の認定の機関としてJLAになることは、先行する図書館員の「認定司書」とともに業界での求心力強化につながることでしょう。

機関リポジトリがすすむことによって、研究資料・教育資料の共有ができ、シラバス等の公開がすすむことで、科目内容・構成のモデルの必要性が大学で教える側から求められることになるだろうと思います。

例はあるにしても、大学における「情報リテラシー」教育が図書館情報学教員や大学図書館員に期待されるという文脈には至っているとは言い難いでしょう。医学や看護の領域が先行していますが、「司書課程の質保証」にとどまらない「メリット」が「売り」になるといいですね。

## 参加者のアンケートから

回収できたアンケート 18

### 質問1 部会員かどうか

日本図書館協会・図書館情報学教育部会会員	12
上記以外の日本図書館協会会員	4
日本図書館協会非会員	2

### 質問2 テーマの設定

適切だった	17
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

### 質問3 集会の内容

適切だった	16
適切でなかった	1
どちらともいえない	1

### 質問4 今回の集会に関するご意見

- ・率直な考え意見が聞けてよかった。
- ・土屋先生の報告がきわめて現実的でよかったと思います。理想論になりがちなテーマなので、現実的な視点は必要です。
- ・パネルディスカッションと評価に関する2つのセッション

が興味深かった。

・Dr. Chutima Sacchanand 氏のレクチャーは極めて興味深かった。公共図書館の様々なあり方。

・質保証の議論ではもっと明確な方向性が示されたらよかった。ちょっと不完全燃焼。

・充実した内容であった。

・タイの図書館や図書館情報学事情を学べて大変刺激的でした。土屋先生、小田先生のお話も（質保証の現状を全く知らなかった私としては）勉強になりました。伺えて良かったです。

・司書課程の社会的意義と質保証を考える上で参考になりました。LIPER は廃止されたのであまり質保証に役立つものでなかったということかもしれません。やはり LIS 分野は身近で閉じてしまいがちなので、日々このように外部の方のお話を聞く機会は大切だと思います。

・お二人の話によって課題が明確になったように思います。

・「タイの図書館事情と ASEAN 諸国の LIS 教育」資料を用意くださり、話がとても分かりやすい（通訳のご苦労に感謝します）のがよかった。

#### 質問5 今後の活動に対するご意見

・司書教諭課程カリキュラムの内容の更新を考える機会があればよい。

・また参加したい。

・部会での活発な議論でもって今後の図書館情報学が大きく変わるのだろうと思っています。私は部会員ではないのですが、応援しております。

・午後の半日スケジュールですから時間的に無理がありますよね。いつも消化不良の感があります。（判読不明）スケジュールからは半日がいいところでしょうか。検討内容を一本にしぼり、時間をかけて議論することは無理でしょうか。

---

#### 2015 年度第 2 回研究集会のご案内

2016 年 3 月 6 日（日）午後、九州大学箱崎キャンパスで開催予定です。詳しくは、ホームページ等で改めてご案内差し上げます。

編集担当 〒206-8540 東京都多摩市唐木田 2-7-1 大妻女子大学社会情報学部 松本直樹

Tel. 042-339-0092

E-mail : matsumoton@otsuma.ac.jp